

デジタルシティ松本推進機構規約第7条及び第8条の規定に基づき、有識者及びデザイナーを選任する。

役職	氏名	主な経歴等	所属・役職
有識者	不破 泰	2010～2020 2020～ 2021～2021 2021～2024 2024～ 2023～ ・信州大学 総合情報センター長 ・NHK経営委員 ・信州大学 学術研究・産学官連携推進機構長 ・信州大学 理事・副学長 ・信州大学 特任教授 ・デジタルシティ松本推進機構 副機構長、有識者	国立大学法人 信州大学 特任教授
デザイナー	後藤 啓一	2009～2013 2019～ 2022 2023～ ・松本市情報統括機能支援業務 (受託者のプロジェクトマネージャー) ・東京都総務局情報政策担当部長ほか行政職務多数 ・デロイトトーマツコンサルティング合同会社 ・松本メタバース研究会座長 ・デジタルシティ松本推進機構 デザイナー	デロイト トーマツ コンサル ティング 合同会社 執行役員
デザイナー	藤田 昭	1997～2000 2000～2019 2020～ 2023～ ・松本市情報統計課職員 ・(株)日立製作所 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会WG専門委員 ・(株)日立ソリューションズ 経営企画本部長 ・デジタルシティ松本推進機構 デザイナー	株式会社日立ソリューションズ サステナビリティ推進本部長

【参考】

デジタルシティ松本推進機構規約第7条 (有識者)

- 1 機構に、機構運営に対して助言及び提言を行う有識者を置く。
- 2 学術経験者を充てる。
- 3 (略)

【参考】

デジタルシティ松本推進機構規約第8条 (デザイナー)

- 1 機構に、機構で組成するプロジェクト及び事務局に助言、
提言等を行うデザイナーを置くことができる。
- 2～3 (略)